島根県病院局障がい者活躍推進計画の令和５年度における実施状況の公表

１．評価年度

令和５年度

２．目標に対する達成度

項　　目	目　　　　標	令和５年度実績
①採用に関する目標	実雇用率２.８%（法定雇用率の達成）	令和６年６月１日時点２.７９%
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない	離職者３名

３．取組内容の実施状況

（１）障がい者の活躍を推進する体制整備

○　島根労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を職員２名が受講し、修了した。

○　全職員研修の場で、障がい者自身が制作したワークセンター紹介資料（パワーポイント）を上映し、職員の理解促進を図った。

（２）障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○中央病院とこころの医療センターに設置したワークセンターにおいて、封筒詰めやデータ入力等の事務的作業に加えて、看護局や薬剤局など病院内のあらゆる部署の医療補助作業も担うことで障がい者が活躍できる場を提供した。

○病院内の各部署への配置も無理のない範囲で進め、活躍の場を広げた。

○支援員等が障がい者雇用に係る先進的な事例をもつ医療機関の見学を行い、取組状況を参考とした。

（３）障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○ワークセンターの人数増加により執務室を増やしたり、執務室以外での作業を増やしたりして職場環境の改善を行った。

○中央病院ではワークセンターに支援員を１名増員し、障がい者が安心して働くことのできる環境を整備した。

４．「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

（１）目標に対する達成度に対する点検結果

①　採用に関する目標

令和６年６月１日時点で法定雇用率を達成（実雇用率は2.8%に達していないが障がい者の不足数は０）。

②　定着に関する目標

令和５年度の離職者は３名。

雇用のミスマッチを防ぐため、採用試験において一日職場実習を実施。精神障がい者において週20時間勤務枠も導入した。

引き続き、不本意な離職者を極力生じさせないよう努める。

（２）取組内容の実施状況に対する点検結果

○　令和５年度は、障害者職業生活相談員資格認定講習の受講や障がい者雇用

に関する研修の実施など計画に基づく取組を概ね進めることができた。

○　取組の結果、令和６年度は法定雇用率が引き上げられたにも関わらず、法定雇用率を達成することができた。

５．計画の見直し・修正

○　計画期間満了に伴い、令和５年４月に改定済。(計画期間 R5.4 月～R8.3 月)